新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応について

初版：令和5年5月8日
四国医療専門学校
学校事務局学務部

【学生用：体調不良等における対応について】

熱や咳などの風邪症状が出ている場合

↓ 担任又は学科長等へ連絡

かかりつけ医、近隣の医療機関受診

※医療機関等の受診がない場合、出席停止が認められない場合がある。

検査対象とならなかった場合＊3

検査の必要がある場合

PCR検査又は抗原検査

インフル等の検査

感染が認められない場合（陰性）＊3

感染が認められた場合（陽性）＊1＊2
学校保健安全第19条にて出席停止

担任又は学科長等へ連絡、及び受診結果の報告（＊1、＊2、＊3）

＊3　検査の対象とならなかった場合又はPCR又は抗原検査等で陰性が確認され、感染性の疾患でないと診断された場合は、診断された翌日以降の休みは「欠席」と扱う。尚、病院受診の領収書等を提出により、受診日までは出席停止（学校保健安全法第19条にて）の扱いとなる。
＊発熱時は、解熱後2日間は自宅待機とする。
⇒「**発熱などの風邪症状用聞き取りフォーム**」に必要事項を入力
⇒「**発熱等の風邪症状による欠席届**」受け取り時に、病院受診したときの領収書等を担任に渡す。

＊2 感染性の疾患と診断された場合は医師の指示に従う。又は、学校保健安全法第18条・第19条に従う。
⇒「**感染症（新型コロナウイルス以外）の聞き取りシート**」に必要事項を入力

→ 療養解除後、登校時に医療機関おいて発行されたもの（病院受診領収書等受診がわかるもの）を添付しを担任へ提出

＊1　感染者の療養期間（学校保健安全第18条・第19条にて出席停止）
①発症から5日間かつ症状軽快*後1日の経過するまで（7日目解除）、登校可能とする。
（＊症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、呼吸症状が改善傾向である場合。無症状の場合は5日を経過するまで）
ただし、この場合でも、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用を推奨すること。
（入院の場合は、発症から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から登校も可能とする。）
⇒「**新型コロナウイルス感染症陽性者用聞き取りフォーム**」に必要事項を入力

→ 療養解除後、登校時に医療機関おいて発行されたもの（病院受診領収書等受診がわかるもの）を添付しを担任へ提出